

福島県観光復興促進調査業務委託 公募型プロポーザルに関する質問と回答について

No.	質問事項	質問内容	回答
1	(第5号様式)暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書について	同意書の代表者名は提出元となる委任先の代表者名での提出でよろしいでしょうか。実印と記載があるため、本店の代表者となりますでしょうか。	<p>プロポーザル参加に係る各種書類に関しては、応募される会社として提出願います。</p> <p>支店等が提出元となる場合は、支店等の代表者名での提出で問題ありませんが、基本的に契約権限を有することが前提です。</p> <p>なお、「実印」と記載がある書類については代表権の「実印」を押印願います。</p>
2	仕様書 第4 委託業務の内容について	各調査の結果につきまして、業務期間中に別途会議等での報告の予定はございますでしょうか。もし予定されている時期がございましたら、ご教示いただけますと幸いです。	<p>業務期間中、進捗は随時報告いただくこととしております。</p> <p>特に浜通りに関する調査については、9月頃を目途に一度調査結果の概要をお伺いすることを想定しております。</p> <p>打合せ方法については契約締結後相談いたします。</p>
3	仕様書 第4 委託業務 2 パラメータ調査について	調査を実施するにあたり、事前に届出等が必要な機関や手続きがございましたら、ご教示いただけますでしょうか。	特段事前届け出等は想定されませんが、調査実施前に県から調査地点宛に依頼文書を送付することとしております。
4	仕様書 第4 委託業務 2 パラメータ調査について	調査は四半期の期間内で実施すればよろしいでしょうか、それとも各地点を同一日に実施する必要はございますでしょうか。	<p>観光庁策定の「観光入込客統計に関する共通基準 実施要領」において、実施時期について「四半期に含まれる休日1日で、当該四半期の平均的な訪問地点数、観光消費額単価が把握可能と考えられる日とします。都道府県ごとにすべての調査地点で同日に実施することが理想的です」と示されています。</p> <p>この基準を踏まえつつ、協力地点との調整などにより、調査実施日については県とも相談の上決定することになります。</p>